平成２５年（フ）第５３号
岡山県倉敷市玉島八島2142番地
債務者　藤原　典子（旧姓上）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９号
広島県三次市小田幸町576番地　山口方
債務者　伊藤　稔
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１２号
広島県庄原市東城町三坂1125番地、前住所東京都新宿区西新宿７丁目18番７号
債務者　田辺祐次郎
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道北見市東三輪１丁目31番地35
債務者　石垣　夏衣
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
群馬県高崎市井野町754番地３
債務者　梁瀬アケミ
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５７号
群馬県安中市中宿607番地１　レオパレスウィスタリア303
債務者　中山いずみ
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３６号
埼玉県北本市西高尾７丁目158番地、旧住所埼玉県桶川市大字加納918番地の１
債務者　柳　佳代
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
さいたま市中央区本町東３丁目８番28―201号
債務者　戸塚　晴佳
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―103号　青木南住宅
債務者　勝倉　史（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
埼玉県所沢市大字久米1219番地の13
債務者　飯島　麻里
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３号
千葉県銚子市清川町３丁目３番地の８
債務者　田邊　祐介
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
千葉県銚子市植松町6144番地
債務者　大根　秀雄
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
神奈川県小田原市扇町１丁目38番29号　片野アパートＤ号
債務者　髙橋　由紀
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１７号
静岡県伊豆の国市四日町569番地の２
債務者　石橋　康予
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
静岡県伊豆の国市原木39番地の１　フォーブル堀江Ａ103号
債務者　西川　豪
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
愛知県江南市草井町宮東185番地
債務者　馬場千佳子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９９号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―311号　県営花池住宅
債務者　珈琲屋ぽえむこと　鈴木　俊作
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部